

消費生活センターの広域化に係る取組の追加について

1. 背景・概要

消費者安全法では、消費者被害を防止し、消費者の安全・安心を確保するため、地方公共団体において消費生活センターや消費生活相談窓口の設置が求められている。消費生活センター等には消費者からの事業者に対する苦情に係る相談・あっせんに従事する消費生活相談員をおくこととされているが、単独の市町村において事務の実施が困難な場合、広域連携で相談対応を行うことが可能とされている。

こうした中、圏域内の市町が単独で消費生活相談員による相談体制を整備することは困難な状況となっていることから、既に伊勢市に設置されている消費生活センターを広域化するものである。

2. 協定

協定書の「別表第2（第3条関係）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 4 その他」に以下を追加する。

対象市町：鳥羽市、志摩市、玉城町、大紀町、南伊勢町

（以下、協定書への記載内容案）

（1）**取組内容**

消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。

（2）**中心市（甲）の役割**

伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活にかかる啓発・情報発信を行う。

（3）**連携市町（乙）の役割**

運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活にかかる啓発・情報発信を行う。

定住自立圏の形成に関する協定書（案）

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活にかかる啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活にかかる啓発・情報発信を行う。